

DV

ドメスティック・バイオレンス

をなくすために

11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動 の期間です

DVは「特別な人の問題」「自分には関係ないこと」と思っていないですか？
 内閣府の調査では、3人に1人の女性が「DVを受けたことがある」と
 答えています。DVは、誰でも被害者や加害者になってしまう可能性が
 ある、とても身近な問題です。一緒に考えていきましょう。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

DVとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者も含む）などの親密な関係にある人からの暴力のことです。長い間「家庭内の問題」「プライベートな問題」と考えられてきました。しかし、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が平成13年に制定され、DVは「犯罪となる行為を含む人権侵害である」ことが明確にされました。また、最近では、主に10代から20代の若い恋人同士の間で起こる暴力（デートDV）も問題となっています。

それでは、DVとはどのような行為を指すのでしょうか。DVは力で相手を支配しようとするものです。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、さまざまな形があります。

身体的暴力

殴る・蹴る・物を投げつける・
 首を絞める・突き飛ばす・髪を
 引っ張る・刃物を突きつける・
 殴るまねをして脅す など

精神的暴力

「誰に食わせてもらってるんだ」と
 ののしる・「能なし」「役立たず」など
 の暴言・何を言っても無視する・
 外出やつきあいを制限する・電話や
 メールをチェックする・子どもを
 虐待する など

**経済的暴力**

生活費を渡さない、使わせない・
 支出を細かく監視する・外で働く
 ことを妨げる・借金を負わせる・
 借金を繰り返す など

性的暴力

性的行為を強要する・避妊に
 協力しない・見たくないポルノ
 や雑誌を見せる・性に関して
 屈辱的なことを言う など

DVはなぜおこる？

DVは、特定のカップルにたまたま起こるケンカなどといった個人的な問題ではなく、「男は仕事」「女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担や、「男が主、女は従」という力関係、女性差別が婚姻や恋愛関係にある男女の間にも働き、さまざまな暴力を生み出しているといえます。

DVが与える影響は？

被害者本人は、ケガなどの身体的影響を受けるにとどまらず、絶望・孤独感・恐怖心・将来への不安、そしてPTSD（心的外傷後ストレス障害）といった精神的にも大きな影響を受けます。また、子どもが暴力を目撃することは、子どもに多大なストレスを与えます。児童虐待防止法では、児童の目の前でDVが行われることは児童虐待に当たるとされています。

◆あなたは支配されていませんか？◆ チェックリスト

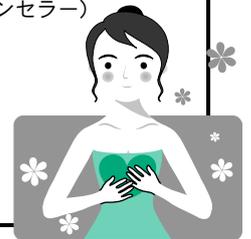
*あてはまる場合は、パートナーとの間に力の差があり、相手からコントロールされている関係の可能性があります。

- パートナーのことが怖い
- パートナーに自分の本音は言えない
- 自分の考えよりパートナーの考えを優先する
- たとえ間違っていると思ってもパートナーに従わなければならない
- 責められることを予測して常に言い訳を考えている
- パートナーが帰ってくる時間になると緊張する
- パートナーを待たせることはとてもできない
- パートナーのセックスの要求は断れない
- 子どもがパートナーの気に入らないことをするととてもあせる

DVを理解するための講座 「今、私たちにできること」

DVについて一緒に考えてみませんか？
どなたでも参加いただけます。

- ▶日時 11月21日（水）
午後1時30分～3時
- ▶会場 男女共同参画推進センター
（パレットプラザさの）
- ▶講師 大野裕子さん
（認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ・
認定フェミニストカウンセラー）
- ▶定員 先着50人（無料）
- ▶託児 6か月～就学前
（無料・要予約）
- 問合せ 男女共同参画課
☎(27)2354



◆◆◆ 一人で悩まないで ◆◆◆

ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、人身取引などは、人権を著しく侵害するものです。一人で悩まず、ご相談ください。秘密は厳守します。

相談窓口	電話番号	受付時間(★は祝日、12月29日～1月3日を除く)
家庭児童相談室(女性相談)	☎(20)3002	★月～金曜日 午前8時30分～午後5時
男女共同参画課(女性のためのカウンセリング相談)	☎(27)2354	★第1・第3木曜日 午前10時～11時50分(要予約)
全国共通DVホットライン	☎0120(956)080	★月～土曜日 午前10時～午後3時
女性の人権ホットライン	☎0570(070)810	★月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	☎028(621)9993	★月～金曜日 午前10時～午後4時
認定NPO法人サバイバルネット・ライフ	☎0285(24)5192	★月～金曜日 午前10時～午後4時
とちぎ男女共同 参画センター 相談ルーム	女性のための一般相談	★月～日曜日 午前9時～午後4時
	女性のための配偶者暴力相談	★月～日曜日 午前9時～午後8時 (土・日曜日は午後4時まで)
	女性のための法律相談(面接)	★第2・4木曜日 午後1時30分～3時30分(要予約)
	女性のためのDV法律相談(面接)	電話で予約してください
	男性のための電話相談	☎028(665)8724 ★第1・第3水曜日 午後5時30分～7時30分
警 察	佐野警察署	☎(24)0110
	県民相談室	☎028(627)9110
	性犯罪被害者相談電話	☎0120(710)873
栃木労働局雇用均等室(職場におけるセクハラ)	☎028(633)2795	★月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
法テラス(夫婦、男女、セクハラなどの法的トラブル)	☎0570(078)374	★月～土曜日 午前9時～午後9時 (土曜日は午後5時まで)

※面接相談の場合は、受付時間が異なる場合がありますので、事前に電話でお問合せください。